

4

事業系廃棄物(事業ごみ)に関するQ&A

Q 事業系廃棄物(事業ごみ)とは何ですか？

A 事業系廃棄物とは、事業活動に伴って排出される全てのごみのことをいいます。事業系廃棄物は、事業活動の種類や、ごみの材質等によって「産業廃棄物」と「事業系一般廃棄物」に大別されます。

Q 事業活動には何が含まれますか？

A 事業活動には、事務所、店舗、飲食店、工場、農業、漁業など営利を目的とするものばかりでなく、病院、学校、社会福祉施設などの公共サービスなどを行っている事業も含まれます。

Q 産業廃棄物とは何ですか？

A 事業系廃棄物のうち、法律や政令で定められている種類のごみです。代表的なものとしては、廃プラスチック、金属くず、ガラスくずなどがあります。詳細は、P4「図：産業廃棄物の種類と具体例」をご参照ください。

Q 事業系一般廃棄物とは何ですか？

A 事業系廃棄物のうち、産業廃棄物以外の全てのごみをいいます。一般的には「紙」や「木」、「繊維」製のごみ、「生ごみ」などを指しますが、ここに揚げたものでも建設業や製造業など限られた業種から排出されたものは産業廃棄物に分類されることもあるので注意が必要です。

Q 少量なので、プラスチック類(ペットボトル、ポリ袋など)を事業系一般廃棄物として出せますか？

A 事業所から排出されるプラスチック類はすべて産業廃棄物です。産業廃棄物の処理業者と契約をして、適正に処理してください。菊池広域連合 環境工場等へは搬入できません。

Q 賞味期限の切れた弁当など、一般廃棄物(生ごみ)と産業廃棄物(廃プラスチック類)が一体となったものを事業系一般廃棄物として出せますか？

A それぞれ、一般廃棄物と産業廃棄物に分けて処理してください。なお、生ごみは、近年民間事業者によるリサイクルが進んでいますので、飼料・肥料化等の資源化についてもご検討ください。

Q 使用済みの天ぷら油を、薬剤を用いて固めたり、新聞紙や布きれに染み込ませたりして、生ごみと一緒に事業系一般廃棄物として出せますか？

A 天ぷら油は産業廃棄物の「廃油」にあたります。産業廃棄物の処理事業と契約をして、適正に処理してください。菊池広域連合 環境工場等へは搬入できません。

Q 事業活動に伴って生じる廃棄物は少量しかないから、家庭ごみの集積所に出してもいいですか？

A たとえ少量であっても、事業活動に伴って生じる廃棄物の収集は菊陽町ではおこなっていません。事業系一般廃棄物と産業廃棄物を分別したうえ、それぞれ適正に処理してください。なお、事業活動に伴って生じる廃棄物を家庭ごみの集積所に出す行為は、不法投棄とみなされる場合がありますので、絶対にやめてください。

Q 事業系廃棄物（事業ごみ）はどのように処理したらよいですか？

A 菊陽町では、事業系廃棄物は家庭ごみと異なり収集はしていません。事業者が自ら処理するか、廃棄物処理業許可業者に委託や依頼をして処理しなければなりません。自社のごみであれば、処理施設へ自ら持ち込むこともできます。

Q 許可業者とは何ですか？

A 廃棄物の処理を業として行うために、行政から許可を得ている業者のことです。廃棄物を集めて処理施設まで運ぶ収集運搬業と、再資源化のための中間処理や埋立処分を行う処分業があります。

Q 許可業者を知りたいのですが？

A 産業廃棄物の処理許可業者は（一社）熊本県産業資源循環協会（TEL096-213-3356）にお問い合わせください。事業系一般廃棄物処理業許可業者は、菊陽町で許可を出しています。次の担当課にお問い合わせください。

・ 菊陽町環境生活課 TEL096-232-2114

Q 許可業者に委託や依頼をする場合の料金は決まっていますか？

A 許可業者ごとに料金を設定していますので、委託（依頼）する前に許可業者に確認してください。

Q 直接、菊池広域連合 環境工場等へ搬入した場合の料金はいくらですか？

A 事業系一般廃棄物の菊池広域連合 環境工場等への搬入料金は、10kgまでは200円に消費税を加算した額、10kgを超えた場合は10kgごとに200円を加算した額に消費税を加算した額が搬入料金となります。

Q 産業廃棄物も菊池広域連合 環境工場等へ搬入できますか？

A 菊池広域連合 環境工場等へ搬入できるのは事業系一般廃棄物のみとなります。産業廃棄物は搬入できませんので、ご注意ください。

Q 事業系廃棄物は少量しか出ないのですが、許可業者に頼まないといけないですか？

A 自社のごみであれば、自ら処理施設へ持ち込むことができます。（持ち込み先は、ごみにより異なりますのでP5、6を参考にしてください）ただし、ごみの処理を他人に委託（依頼）するときは、必ず許可業者へ委託（依頼）をし、適正に処理しなければなりません。許可業者以外の者に委託（依頼）した場合は、法律により罰則が適用されます。

Q 事業系廃棄物は、家庭ごみのステーションに出せますか？

A 事業所から出たごみは、量の多少・種類に関らず、家庭ごみのステーション等に出せません。もし、事業系廃棄物を出した場合は不法投棄とみなされ、罰則が適用されることがあります。

Q 野外焼却を行ってもよいですか？

A 廃棄物を焼却することは、一部例外を除き、廃棄物処理法で禁止されています。違反すると、5年以下の懲役もしくは1千万円以下の罰金に処せられ、又は併科されます。

※廃棄物の不法投棄に関わった法人は、3億円以下の罰金に処せられます。詳細は、次頁「排出事業者に係る主な罰則」をご参照ください。